

回 覧								

## 住宅の各種補助事業がはじまっています！

現在住んでいる自宅や、古くなった空き家をリフォームしたい、空き家を解体して新しく家を建てたい・・・など。住まいを整備して、湯前町に住み続けたい人たちを応援する事業があります。ぜひ、ご活用ください。

※交付決定を受ける前に、工事着工された場合は対象外となります。

### 住宅リフォーム補助

今の家を  
住みやすく  
したい

- 町内に住所があり5年以上住む意思がある
- 町税などの滞納がない人
- 個人所有か、個人が借りた専用住宅など
- 対象工事経費が税込20万円以上の工事
- 工事の施工者が町内業者
- 年度内に実績報告ができる・・・など

★補助対象工事費の1/2 最大30万円

### 空き家リフォーム補助

空き家を  
住める  
ようにしたい

- 町内に空き家をもっている、または購入・借用して5年以上住む意思がある
- 町税などの滞納がない人
- 対象工事経費が税込20万円以上の工事
- 売買か賃貸借契約を結んで1年以内
- 工事の施工者が町内業者・・・など

★補助対象工事費の1/2 最大50万円

### 空き家解体補助

空き家を  
解体して  
新築したい

- 町内にある空き家を解体し、そこに新築して5年以上住む意思がある
- 町税などの滞納がない人
- 解体検査をした年度の次の年度の初日から、2年以内に住宅を建設する予定の人
- 解体の施工者が町内業者・・・など

★補助対象工事費の1/2 最大80万円

### 空き家の家財道具等処分補助

空き家に  
あるものを  
処分したい

- 町内の空き家の家財道具などを処分したい
- 町内にある空き家の売買か、賃貸借契約を結んで1年以内の所有者や入居者
- 町税などの滞納がない人
- 年度内に実績報告ができる
- 他の補助金を受けていない・・・など

★補助対象工事費の1/2 最大10万円

#### 【申込方法】

1. 補助を受けるには、申込期間内に申請書を企画観光課へ提出していただきます  
応募者多数で予算額を上回るときは抽選となります
2. 申込期間 令和8年4月1日～令和8年4月30日 役場開庁時間内 ※土日祝日を除く

●お問い合わせ 企画観光課 地域振興係 TEL 0966-43-4129

# ● 対象工事一覧

別表 【空き家リフォーム補助金 対象工事一覧】

区分	内容
外部工事	屋根のふき替え、防水、塗装、及びその他の屋根工事
	外壁の張り替え、塗装及びその他の外装工事
	雨どい、サッシ及びガラスの取り付け、取り替え及び改修並びにその他のとい及び建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張り替え並びにその他の内装工事又はタイル工事
	床材、壁材及び天井材の塗り替え並びにその他の塗装工事又は左官工事
	ドア、襖及び障子の取り替え並びにその他の建具工事
	畳の取り替え、表替え及びその他の工事
設備工事	ユニットバス化、浴槽の取り替え、その他の浴室工事
	システムキッチンの取り替え、その他の厨房工事
	洗面台、便器の取り替え、その他の衛生設備工事
	給水管、配水管及びガス管の取り替え、その他の配管工事
	配線、コンセント設置、その他の電気設備工事
	住宅用火災報知器の設置
その他の工事	外部工事、内部工事、設備工事に関連して行う解体工事

※以下は、対象外工事

建築工事	外構工事
	別棟の物置や車庫に関する工事
	広告塔や広告看板等に関する工事
設備工事	太陽光発電設置工事、湯前町水洗便所改造・新設工事費等助成又は合併処理浄化槽設置整備事業の対象工事
機器等の更新のみ	エアコン、ガスコンロ、給湯器(ボイラー、自然冷媒ヒートポンプ給湯器等)、温水洗浄便座等の機器本体の購入費用や単純な電気製品等の更新
	冷暖房機器の機器本体の購入費用
	ドア、襖、障子及び畳みの単純な更新

- ★ 申請前に、対象工事に該当するか、上の表で確認ください
- ★ 申請書(事業採択申請書)は、企画観光課から受け取るか、町のホームページからもダウンロードできます
- ★ 交付決定を受ける前に、工事着工したときは対象外となります ※要注意!
- ★ 各補助が受けられるのは、ひとつの住宅あたり1回限りです
- ★ 各補助は予算がなくなり次第終了します

● お問い合わせ 企画観光課 地域振興係 TEL 0966-43-4129